

住宅耐震改修証明申請書

申請者 住 所
電 話
氏 名

印

家屋の所在地

上記家屋に係る住宅耐震改修が完了した日
年 月 日

上記家屋が { 1 . (1) の要件を満たすことについて
2 . (1) 及び (2) の要件を満たすこと及び当該家屋に係る耐震改修の費用の額が (3) の額であったことについて } 証明願います。

(1)	租税特別措置法施行規則第 19 条の 11 の 2 第 1 項、第 2 項又は第 3 項で定める要件を満たす住宅の耐震改修の事業又は住宅の耐震診断の事業に関する事項の定めがある右の計画の区域内にある家屋であること	(イ) 地域住宅計画 (地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第 6 条第 1 項)
		(ロ) 都道府県耐震改修促進計画 (建築物の耐震改修の促進に関する法律第 5 条第 1 項)
		(ハ) 住宅耐震改修促進計画 (地方公共団体の作成した地域における地震に対する安全を確保するための住宅の耐震改修の促進に関する事業を定めた計画) (租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項第 2 号)
(2)	租税特別措置法第 41 条の 19 の 2 第 1 項の耐震改修をした家屋であること	
(3)	(イ) 租税特別措置法第 41 条の 19 の 2 第 1 項第 1 号に掲げる当該住宅耐震改修に要した費用の額	円
	(ロ) 租税特別措置法第 41 条の 19 の 2 第 1 項第 2 号に掲げる当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額	円
	(ハ) (イ) 又は (ロ) の金額のうちいずれか少ない金額	円

住宅耐震改修証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

清水町長

印

備考

地方公共団体に1のみを証明させる場合においては、「上記家屋に係る耐震改修が完了した日」の記載は要しない。

この場合において、所得税の税額控除を受けるときは、(2)の要件を満たすこと及び当該家屋に係る耐震改修の費用の額が(3)の額であったことについては、建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が発行する証明書が併せて必要であることに留意する。

1又は2のいずれかを○で囲むこと。

(1)の欄は、(イ)(ロ)又は(ハ)のいずれかを○で囲むこと。

(3)(イ)の欄は、共用住宅及びマンションについては、耐震改修の費用の総額のうち、所得税額の特別控除を受けようとする者が負担した費用の額を記載すること。

(3)(ロ)の欄は、租税特別措置法施行令(昭和26年政令第43号)第26条の28の4第3項の規定に基づき、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2第1項に規定する住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める金額を定める告示(平成21年国土交通省告示第 号)に基づき住宅耐震改修の内容に応じて算出した金額の合計額(共用住宅及びマンションについては、当該住宅耐震改修の内容に応じて算出した金額の合計額に、耐震改修の費用の総額のうち所得税額の特別控除を受けようとする者が負担した費用が占める割合を乗じて得た金額)を記載すること。

地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明申請書

申請者 住所
電話
氏名

印

住宅の所在地

上記住宅に係る耐震改修が完了した日
年 月 日

上記家屋において、地方税法施行令附則第12条第25項に規定する基準に適合する耐震改修が行われたことを証明願います。

地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明書

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

証明を行った地方公共団体の長					印
証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関	氏名又は名称				印
	住所				
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録番号		
			登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)		
指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合	指定・登録年月日及び指定・登録番号				
	指定をした者(指定確認検査機関の場合)				
建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所	名称				
	所在地				
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別				
	登録年月日及び登録番号				
指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定者	氏名				
	住所				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録番号	
				登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
建築基準適合判定資格者の場合			登録番号		
	登録を受けた地方整備局等名				
登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏名				
	住所				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録番号	
				登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付			
	合格通知番号又は合格証書番号				

備考

- 1 「証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関」の欄における「氏名又は名称」及び「住所」の欄について、指定確認検査機関が証明した場合であって当該機関が指定を受けた後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行ったときは、当該変更の届出を行った名称及び住所を、登録住宅性能評価機関が証明した場合であって当該機関が登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行ったときは、当該変更の届出を行った氏名又は名称及び住所を記載するものとする。
- 2 「登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄における「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄について、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号を記載するものとする。

